

平成16年度 専門技術員資格試験 案内書・願書

専門技術員資格試験は「農業改良助長法」第14条の3第1項に基づく国家試験です。

試験日	平成16年8月10日(火) ～8月11日(水)
願書の配布・受付期間	平成16年5月31日(月) ～6月30日(水)
申込締切日	平成16年6月30日(水)
・郵便局からの申込み	平成16年6月30日(水)の郵便局受付日付印のあるものまで有効
・直接持参による申込み及び農林水産省電子申請窓口による申込み	平成16年6月30日(水)中の申込みまで有効
受験資格の認定申請書締切日	平成16年6月15日(火)

案内書は、最後までよく読んで、願書を提出してください。

専門技術員資格試験事務局
(農林水産省経営局普及課資格係)
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL 03(3502)8111 内線4282
FAX 03(3593)2613

不明な点は、上記にお問い合わせください。

【 平成 16 年度専門技術員資格試験（公告）〔官報〕 】

専門技術員資格試験等に関する省令（昭和 27 年農林省令第 71 号。以下「資格省令」という。）第 5 条の規定に基づき、平成 16 年度において実施する専門技術員資格試験（以下「試験」という。）に関し、次のように公告する。

平成 16 年 5 月 31 日

農林水産大臣 亀井 善之

1 試験の専門項目

試験は、次に掲げる専門項目について行う。

土地利用型作物（稲、麦及び大豆に限る。）、野菜、果樹、工芸作物、雑穀（加工用のいも類を含み、大豆を除く。）及び養蚕、花き、乳牛及び肉用牛並びに飼料作物、豚及び鶏、土壌及び肥料、病虫害、農業労働及び農業機械、農業経営及び生活経営、農産物流通及び食品加工、農村振興、男女共同参画、農業を担うべき者の育成、普及指導活動

2 受験資格

資格省令第 3 条及び第 4 条第 1 項から第 3 項までに規定する資格を有する者とする。

3 受験資格に関する認定手続

資格省令第 4 条第 4 項の規定による認定申請書の提出期限は、平成 16 年 6 月 15 日（火）とする。

4 試験の方法

- (1) 試験は、筆記試験、口述試験及び書類審査とし、次に掲げる方法により行う。
- (2) 第二次試験は、第一次試験に合格した者でなければ、受けることができない。

第 一 次 試 験	区	筆 記 試 験		
	分	審 査 課 題 ア	審 査 課 題 イ	審 査 課 題 ウ
内 容		専門項目ごとの専門的知識及び専門的技術について課すもの	専門項目に関する経験と応用能力について課すもの	専門技術員としての職務を遂行するのに必要な普及に関する知識及び指導能力について課すもの
第 二 次 試 験	区 分	口 述 試 験		書 類 審 査
	内 容	専門項目に関する専門的実施応用能力及び専門技術員としての適性		業績報告書の審査

5 第一次試験の期日及び場所

- (1) 期日 平成 16 年 8 月 10 日（火）及び 11 日（水）
- (2) 場所

試験地	試験会場	所在地・電話番号	受験者の区分
札幌市	北海道庁 別館地下 1 階大会議室	北海道札幌市中央区北三条 西七丁目 011-231-4111 (22-978)	原則として、北海道に住所を有する者

仙台市	仙台第一合同庁舎 8階講堂	宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 022-263-1111(7027)	原則として、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県又は福島県に住所を有する者
さいたま市	さいたま新都心合同庁舎2号館 5階大会議室、研修室	埼玉県さいたま市中央区新都心二丁目1番地 048-600-0600	原則として、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県又は新潟県に住所を有する者
金沢市	金沢広坂合同庁舎 大会議室	石川県金沢市広坂二丁目2番60号 076-263-2161	原則として、富山県、石川県又は福井県に住所を有する者
名古屋市	ウィルあいち(愛知県女性総合センター) 大会議室	愛知県名古屋市東区上笠杉町1番地 052-962-2511	原則として、岐阜県、愛知県又は三重県に住所を有する者
京都市	ホテルルピノ京都堀川	京都市上京区東堀川通下長者町下ル 075-432-6161	原則として、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は和歌山県に住所を有する者
岡山市	岡山コンベンションセンター	岡山県岡山市駅元町14番1号 086-214-1000	原則として、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県又は高知県に住所を有する者
熊本市	火の国ハイツ	熊本県熊本市石原町382番地 096-380-3305	原則として、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県に住所を有する者
	くまもと県民交流館パレア	熊本県熊本市手取本町8番9号 096-355-4300	
那覇市	沖縄総合事務局 3階大会議室	沖縄県那覇市前島二丁目21番7号 098-866-0031	原則として、沖縄県に住所を有する者

(注) 第一次試験の場所は、受験者の数により変更することがある。

6 第二次試験の期日及び場所

(1) 期日

平成17年1月12日(水)から14日(金)まで

(2) 場所

農林水産省会議室(東京都千代田区霞が関一丁目2番1号)

(注) 第二次試験の期日及び場所は、受験者の数により変更することがある。

7 受験手続

(1) 受験願書の締切期日

受験願書の締切期日は、平成16年6月30日(水)とし、期日を過ぎたものは、受け付けない。郵送による申込みは、当日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出書類

受験願書1部のほか、次に掲げる書類を提出する。

ア 資格省令第6条第1項各号に掲げる書類

(履歴書、最終学校卒業(修了)証明書又は検定合格証明書及び受験資格証明書については各1部、写真票については2部、業績報告書及びその要約については各1部)

イ 通知先の住所及び氏名を明記し80円切手を貼付した返信用封筒2通

ウ 資格省令第4条第1項、第2項又は第3項の規定に基づく農林水産大臣の認定を受けた者にあつては、同条第5項の認定書の写し1部

エ 審査課題ア及びイの免除を受けようとする者にあつては、免除が受けられる旨の農林水産省経営局長の通知の写し1部

オ 審査課題ウの免除を受けようとする者にあつては、試験の合格證書の写し1部

カ 上記の書類(最終学校卒業(修了)証明書等)の証明事項として受験者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合は、改姓改名があつたことを証明する書類1部

(3) 関係書類の提出方法

郵送、直接持参又は農林水産省電子申請システムのいずれかの方法により提出する。

ア 郵送の場合

封筒の表面に「専門技術員資格試験受験願書在中」と朱書し、農林水産省経営局普及課(東京都千代田区霞が関一丁目2番1号)あてに書留扱いにして郵送。

イ 直接持参の場合

農林水産省経営局普及課まで直接持参。

ウ 農林水産省電子申請システムの場合

農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/>)の農林水産省電子申請窓口により申請。

8 受験票の交付

農林水産大臣は、受験願書を受理したときは、受験者に対し、受験票を交付し、第一次試験の受験場所を通知する。

9 その他

(1) 受験資格及び受験手続の詳細については、願書の提出先又は都道府県農業改良主務課に、返信用切手を同封の上、問い合わせるものとする。

(2) 平成14年度及び平成15年度の専門技術員資格試験において、審査課題ア及び審査課題イの筆記試験に合格し、審査課題ウの筆記試験により不合格となった者は、平成16年度の受験に当たり、当該年度と同一の専門項目の試験を受験する場合に限り、審査課題ア及び審査課題イの筆記試験は、免除する。

(3) 既に他の専門項目で試験に合格した者については、審査課題ウの筆記試験は、免除する。

(4) 7の(2)に定める提出書類が不備であるものは、受け付けない。

【 ．専門技術員資格試験等に関する省令（抄）】

昭和27年9月12日 農林省令第71号

（試験の回数）

第1条 農業改良助長法（昭和23年法律第165号。以下「法」という。）第14条の3第1項の専門技術員資格試験（以下「試験」という。）は、次に掲げる専門項目別に、毎年1回行う。ただし、特に必要があるときは、専門項目を指定して臨時に行うことがある。

- | | |
|--|----------------|
| 一 土地利用型作物（稲、麦及び大豆に限る。以下同じ。） | 八 土壌及び肥料 |
| 二 野菜 | 九 病虫害 |
| 三 果樹 | 十 農業労働及び農業機械 |
| 四 工芸作物、雑穀（加工用のいも類を含み、大豆を除く。）及び養蚕（以下「特産作物」という。） | 十一 農業経営及び生活経営 |
| 五 花き | 十二 農産物流通及び食品加工 |
| 六 乳牛及び肉用牛並びに飼料作物 | 十三 農村振興 |
| 七 豚及び鶏 | 十四 男女共同参画 |
| | 十五 農業を担うべき者の育成 |
| | 十六 普及指導活動 |

（試験方法）

第2条 試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とする。

2 書類審査は、前条の専門項目についての業績の報告書について行う。

3 筆記試験及び口述試験は、専門的知識、常識その他専門技術員として必要な能力について行う。

（受験資格）

第3条 第1条第一号から第十五号までの専門項目についての試験については次の各号のいずれかに該当する者、同条第十六号の専門項目についての試験については次の各号のいずれかに該当し、かつ、改良普及員の職務に従事した期間が5年以上に達する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院若しくは大学（大学院及び短期大学を除く。以下同じ。）又は改良普及員の養成の事業を行う都道府県立農業講習施設（学校教育法による短期大学において農業若しくは家政（以下「農業等」という。）に関する正規の課程を修めて卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めたる者を受講資格とする修業年限2年以上のものに限る。）若しくはこれに準ずる教育施設を卒業（大学院における修了を含む。以下この号において同じ。）した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、次のイ、ロ又はハの職務に従事した期間（ハの職務に従事した期間については、3年間を限度とする。以下同じ。）を通算した期間（大学院を修了した者にあつては、当該大学院の修業年限と次のイ、ロ又はハの職務に従事した期間を通算した期間との合計期間）が10年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業等に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）その他これと同等以上の教育機関における農業等に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業等に関する技術についての普及指導

ハ イ又はロに掲げるもののほか、農林水産大臣がこれらと同等の職務と指定する職務

【注】【 ．農林水産大臣が指定する職務及び研修課程】を参照

二 学校教育法による短期大学、都道府県立農業講習施設（前号に掲げる都道府県立農業講習施設を除く。）、専ら蚕業に関する技術についての普及指導に従事する一般職に属する職員の養成の事業を行う都道府県立蚕業講習所又は都道府県立農業者研修教育施設（法第14条第1項第5号の事業を行うものとして設置されたものに限る。）若しくはこれに準ずる教育施設において農業等に関する

正規の課程を修めて卒業した者又は農林水産大臣が指定する研修課程を修了した者で、卒業又は修了後当該試験の実施期日までに、前号イ、ロ又はハの職務に従事した期間を通算した期間が13年以上に達するもの

三 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は合格後当該試験の実施期日までに、第一号イ、ロ又はハの職務に従事した期間を通算した期間が17年以上に達するもの

第4条 次の表の上欄に掲げる専門項目については、学校教育法による短期大学において、それぞれ相当下欄に掲げる学科の正規の課程を修めて卒業した者で同表の上欄に掲げる専門項目に関する科目を修め、当該専門項目に関し前条第二号の短期大学の卒業者と同等以上の学力を有する者と農林水産大臣が認定したものは、同条第二号の農業等に関する正規の課程を修めて短期大学を卒業した者とみなす。

専 門 項 目	学 科
土地利用型作物	工科 理科
野菜	工科 理科
果樹	工科 理科
特産作物	工科 理科
花き	工科 理科
乳牛及び肉用牛並びに飼料作物	工科 理科
豚及び鶏	工科 理科
土壌及び肥料	工科 理科
病虫害	工科 理科
農業労働及び農業機械	工科 理科 医科
農業経営及び生活経営	工科 理科 経済科 法科
農産物流通及び食品加工	工科 理科 医科
農村振興	工科 理科
男女共同参画	工科 理科 経済科 法科
農業を担うべき者の育成	工科 理科

- 2 外国にある学校を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。
- 3 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業等に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。
- 4 前三項の農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第1号）に、第1項に規定する者にあつては当該科目を修めたことを証明する書面並びに当該科目の単位数及び時間数を記載した書面、第2項に規定する者にあつては履歴書（別記様式第2号）及び最終学校卒業証明書、前項に規定する者にあつては履歴書（別記様式第2号）を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、前項の書類を審査し、相当と認めるときは、認定書を交付し、不相当と認めるときは、その旨を通知する。

[受験資格に関する農林水産大臣への認定申請書の様式]

省令の別記様式第1号（第4条関係）

認 定 申 請 書				
	年	月	日	
農林水産大臣 殿				
	本籍県			
	現住所			
	(ふりがな)			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
専門項目				
上記の専門項目につき試験を受けるため、専門技術員資格試験等に関する省令第4条第4項の規定により下記事項について認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。				
記				
専門技術員資格試験等に関する省令第4条第 項（「第1項」、「第2項」又は「第3項」のいずれかを記入する。）の規定に係る事項				

【 農林水産大臣が指定する職務及び研修課程 】

専門技術員資格試験等に関する省令第3条第一号の八及び同条第二号の規定に基づき、
農林水産大臣が指定する職務及び研修課程を定める件

平成4年2月6日 農林水産省告示第181号

最終改正 平成13年3月28日 農林水産省告示第483号

- 一 専門技術員資格試験等に関する省令（以下「省令」という。）第3条第一号の八の農林水産大臣が指定する職務は、次のとおりとする。
 - イ 国又は地方公共団体における農業経営又は農村生活に関する技術についての指導奨励
 - ロ 国、地方公共団体又は独立行政法人における農畜産物又は生産資材に関する検査又は検定

- 二 省令第3条第二号の農林水産大臣が指定する研修課程は、次のとおりとする。
 - イ 独立行政法人農業技術研究機構農業技術研修課程による研修課程
 - ロ 旧果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規程（昭和36年12月1日農林省告示第1360号）による研修課程
 - ハ 旧農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和34年5月21日農林省告示第416号）による研修課程

【 . 受験願書等の提出にあたっての注意事項】

受験願書等の提出にあたっては、次のことに留意くださいますようお願いいたします。

〔郵送及び持参による申込みの場合〕

表紙

- ・提出書類一覧の については必須の書類で、 は必要な者は添付してください。
- ・右上枠については、事務局で記述するので記入しないでください。
- ・提出書類については、必ず一覧の順に並べ、左端をクリップ留めしてください。

写真票

- ・「専門項目」は、正式名称で正しく記入してください。
ただし、「土地利用型作物（稲、麦及び大豆に限る。）」、「工芸作物、雑穀（加工用のいも類を含み、大豆を除く。）及び養蚕」については、それぞれ「土地利用型作物」、「特産作物」と記入してください。
- ・「試験会場」は、希望する試験地（都市名）を記入してください。
- ・写真は、最近6ヵ月以内に撮影した正面、上三分身、無帽のものとし、顔の大きさが40mm以上写っているもので、大きさはレギュラーサイズ（Lサイズ）としてください。写真は、2枚とも同じものを用意してください。
- ・写真票は2部必要なので、もう1部はコピーをとってから、写真を貼ってください（【表紙】面のコピーは不要です）。
- ・画質が明瞭でない写真、顔の大きさが40mm未満の写真、カラーコピー又はカラー印刷機による写真は、原則として受け付けません。

受験願書

- ・「専門項目」は、正しく記入してください。
- ・「氏名」は、楷書で正しく、その他の書類（履歴書等）と相違ないようにお願いします。

履歴書

- ・最終学校を卒業（修了）した年から、現職まで省略せずに記入してください。

最終学校卒業（修了）証明書

- ・可能な範囲で開封して添付してください。

経営局長（又は農産園芸局長）の通知の写し

- ・試験公告の9の（2）のとおり、審査課題のア・イの免除を受けようとする方は、平成14年又は15年に審査結果を通知された農林水産省経営局長通知文書の写しを添付してください。

専門技術員資格試験の合格証書の写し

- ・試験公告の9の（3）のとおり、審査課題のウの免除を受けようとする方は、合格証書の写しを添付してください。

改姓改名証明書

- ・婚姻等の理由により、上記の書類（最終学校卒業（修了）証明書等）の証明事項として受験者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合は、改姓改名があったことを証明する書類1部（所属長の証明で可）を提出してください。

受験資格証明書

- ・履歴書に従って、漏れなく記入してください。
 - 1 普及指導に従事した期間及び勤務場所
改良普及員、専門技術員、農協の営農指導員などに従事した期間及び勤務場所を記入してください。
 - 2 試験研究に従事した期間及び勤務機関
農業試験場、病虫害防除所、植物防疫所等で試験研究に従事した期間を記入してください。
 - 3 教育に従事した期間及び勤務場所
県農業者大学校、農業高校等で、農業又は家政についての教育を行っていた期間を記入してください。
 - 4 専門技術員資格試験等に関する省令第3条第一号の八の職務に従事した期間及び勤務場所
この案内書の7頁を参考として記入してください。
- ・産休、育児休業期間については、該当期間を括弧書きで記入してください。

業績報告書

- ・受験資格証明書で記入した内容全てについて年代順に漏れなく仕事の内容を記入してください。
- ・「当該職務内容の責任担当者と本人との関係」欄は、正確に記述してください。
(例えば、共同研究や チーム活動の中で、どのような位置付けにあったのかなど。)

業績報告書の要約

- ・受験しようとする専門項目の中で最も業績を挙げたと思われる事例1つを取り上げ、内容を1,600字以内(A4版1枚)に要約して提出してください。
- ・受験しようとする専門項目と直接関係のない業績を提出される受験者もいるので、注意してください。

返信用封筒

- ・封筒には80円切手が貼付されていることを確認してください。
- ・郵便番号、住所、氏名(名前の最後に「殿」と記載。)が正確に記述されていることを確認してください。
- ・封筒の大きさは定形郵便物の大きさと、長形3号(縦23.5cm、横12cm、三つ折りの公文書(A4版)が入るサイズ)のものを2通提出してください。

その他

- ・書類の間で受験する専門項目名が一致しているかどうか確認してください。
- ・各書類の記入漏れ(特に、所属長署名欄の記入、押印漏れ)がないかどうか確認してください。
- ・提出書類の作成に当たっては、できる限り紙の両面を使用していただくようお願いします。
この案内書の13頁から17頁まで、この様式のまま使用して記入していただくようお願いします。

〔農林水産省電子申請窓口によるオンライン申込みの場合〕

申込みを希望する場合は事前に農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/>）上の「農林水産省電子申請窓口ご利用にあたって」を充分ご覧の上、お申し込みください。

電子証明書の発行、農林水産省申請者アプリケーションの請求には時間がかかります。受験願書の締切に十分注意して申し込んでください。

- ・農林水産省電子申請窓口からの申込みを利用する場合には、事前に法務省商業登記認証局又は民間認証局による電子証明書（電子署名）の発行を受けてください。
- ・農林水産省電子申請窓口へEメールにて申請ソフトを請求してください。農林水産省申請者アプリケーションCD-ROMを送付致します。
- ・送付された申請者アプリケーションをインストールし、ユーザー登録を行い、申請書の様式（受験願書）をダウンロードして願書を作成してください。
- ・申請書の作成方法については、郵送の場合に準じてください。
- ・所属長等による証明のある文書（受験資格証明書、改姓証明書、最終学歴証明書等）及び審査課題受験免除書類等については、スキャナーで取り込み、電子化して申請書に添付してください。
- ・申請書、各添付書類を確認し、事前に取得した電子署名を添付して申請書をメールで送信してください。受付番号をお知らせする確認メールが届きます。
- ・確認メールが受信できたら、申請書に添付したスキャナーで取り込んだ書類原本一式、写真票2部、封筒2通について、専門技術員資格試験事務局（農林水産省経営局普及課組織班資格係）に送付してください。その際、送付する封筒の裏に受付番号を記載してください。

【 ．受験者への注意事項】

1．受験票

(1) 受験票の送付

受験票の発送予定日は7月23日(金)です。受験票が7月31日(土)を過ぎても到着しないときは、専門技術員資格試験事務局(農林水産省経営局普及課組織班資格係)に電話で照会してください(電話番号 03-3502-8111 内線4282)。

願書提出後、転居する場合は、受験票が必ず届くように、転居届を必ず郵便局へ提出してください。

(2) 受験票が到着したときは、直ちに記載内容を確認し、誤り、不明な点があれば8月5日(木)までに専門技術員資格試験事務局あて連絡してください。

(3) 受験票は、試験を受ける際に必要ですから、大切に保管し、試験当日は必ず持参してください。受験票がないと受験できません。また、受験票は第二次試験の際にも必要ですから、第一次試験終了後も保管しておいてください。

(4) 受験票に印字されている受験者以外は、受験できません。

(5) 受験票に「ア、イ免除」と朱書してある場合は、8月10日(火)の審査課題ア及びイの試験が免除されます。

(6) 受験票に「ウ免除」と朱書してある場合は、8月11日(水)の審査課題ウの試験が免除されます。

(7) 試験場所は、受験票記載のとおりです。

本年度は試験会場が一部変更になっておりますのでご注意ください。

2．第一次試験当日の注意事項

(1) 第一次試験の試験日程は、以下のとおりです。

期 日	時 刻	事 項
8月10日 (火)	9:00 ~ 9:45	受付
	9:45 ~ 10:00	注意事項伝達、試験問題配付等
	10:00 ~ 12:30	審査課題ア
	12:30 ~ 13:50	昼食
	13:50 ~ 14:00	試験問題配付等
	14:00 ~ 16:30	審査課題イ
8月11日 (水)	9:00 ~ 9:45	受付
	9:45 ~ 10:00	注意事項伝達、試験問題配付等
	10:00 ~ 12:30	審査課題ウ

(2) 試験の受付は、両日も午前9時から9時45分までの間に行いますので、その間に受験票を提示してください。

(3) 試験室への入室

着席順は試験室に掲示されています。分からない場合は係員にお尋ねください。

注意事項の説明等を試験開始10分前から行いますので、それまでに必ず入室・着席してください。やむを得ない事情による遅刻の場合には、試験開始30分まで入室を認めることとしますので、係員の指示に従ってください。

(4) 答案作成のために、「B」以上の濃さの鉛筆又はシャープペンシルを必ず持参してください。

(5) 試験中、机の上に置けるものは、次のものに限りません。

受験票、「B」以上の濃さの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、定規、時計

(6) 携帯電話、PHS、ポケベルは、電源を切っておいてください。時計として使用できません。

- (7) 試験室内は禁煙です。
- (8) 試験問題についての質問（印刷不明瞭を除きます。）には、一切お答えできません。
- (9) 試験開始から 30 分間及び試験終了前 15 分間は退室を禁止します。
- (10) 答案用紙は書き損じ等いかなる場合でも、すべて提出してください。
- (11) 試験問題は、終了後持ち帰ることができます。
- (12) 答案を提出して退室すると当該試験が終了するまで入室を禁止します。
- (13) 受験者は、試験会場内ではすべて係員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、採点されないことがあります。
- (14) 試験課題の免除
 - 受験票に「ア、イ免除」と朱書してある場合は、8月11日（水）の審査課題ウの試験のみ受験してください。
 - 受験票に「ウ免除」と朱書してある場合は、8月10日（火）の審査課題ア及びイの試験のみ受験してください。
 - 免除課題を受験した場合は今年度受験した答案を審査して合否を決定しますので、十分注意してください。
- (15) 次の受験者は採点されません。十分注意してください。
 - 課題ア、イ及びウのうち、免除課題以外の課題の試験を欠席した者
 - 不正行為者（カンニング等）
- (16) 受験票で指定された会場以外では、受験できません。

3 . その他

- (1) 試験会場までの所要時間は、交通混雑・乗継等で予想以上に時間がかかることがありますから、十分余裕をみて試験会場までお越しください。
- (2) 試験会場には受験者用の駐車場はありません。公共交通機関を御利用ください。
- (3) 第一次試験の合否通知は11月30日（火）に受験者あてに発送する予定です。それまでは問合せには一切応じません。

4 . 第二次試験について

- (1) 平成17年1月12日（水）から14日（金）に実施の予定です。
- (2) 場所は、農林水産省会議室（東京都千代田区霞が関一丁目2番1号）を予定しています。
- (3) ただし、第二次試験の期日及び場所は、受験者の数により変更することがあります。
- (4) 第二次試験についてご案内は第一次試験の合格通知時に合格者に連絡します。

【表紙】

専門項目名： _____
氏 名： _____

専門項目 コード	試験会場 コード	都道府県 コード

受験番号	アイ	ウ

1次	2次	3次	最終

平成16年度専門技術員資格試験提出書類一覧

表紙	1部
写真票(正)	1部
受験願書	1部
履歴書	1部
改姓証明書	1部
経営局長(又は農産園芸局長)の通知の写し	1部
専門技術員資格試験の合格証書の写し	1部
最終学校卒業(修了)証明書	1部
受験資格証明書	1部
業績報告書	1部
業績報告書の要約	1部
写真票(副)	1部
返信用封筒(80円切手貼付)	2通

(注意)

書類は上記のとおり並べ、左上端をクリップ留めしてください。
の書類は、該当者のみ添付してください。

写 真 票

専門項目	
試験会場	
受験番号	*
氏名	
撮影年月日	

写 真

(備考) *欄は空欄とする。

- (注) ・写真は、最近6ヵ月以内に撮影した正面、上三分身、無帽のものとし、大きさはレギュラーサイズ(Lサイズ)としてください。
- ・顔の大きさが40mm未満の写真では、受け付けません。

受 験 願 書

農林水産大臣 殿

本籍県 (都道府県)

現住所

(ふりがな)
氏 名

生年月日 昭和 年 月 日生

専門項目

上記の専門項目につき専門技術員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

平成 16 年 月 日

氏 名

履 歴 書

本籍県 (都道府県)

現住所

(ふりがな)
氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

学 歴

職 歴

時 期	勤 務 機 関 名 、 職 名 等
年 月 ~ 年 月	

上記のとおり相違ありません。

平成 16 年 月 日

氏名

印

受 験 資 格 証 明 書

職 名
氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

1 普及指導に従事した期間及び勤務場所

時 期	期 間	勤 務 機 関 名、 職 名
年 月 ~ 年 月	年 か月	

2 試験研究に従事した期間及び勤務場所

時 期	期 間	勤 務 機 関 名、 職 名
年 月 ~ 年 月	年 か月	

3 教育に従事した期間及び勤務場所

時 期	期 間	勤 務 機 関 名、 職 名
年 月 ~ 年 月	年 か月	

4 専門技術員資格試験等に関する省令第3条第一号の八の職務に従事した期間及び勤務場所

時 期	期 間	勤 務 機 関 名、 職 名
年 月 ~ 年 月	年 か月	

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 16 年 月 日

所属長職名
氏 名

印

業 績 報 告 書

専門項目

氏 名

番号	勤務機関名	職 名	職務内容	従事期間	当該職務内容の責任担 当者と本人との関係	職 務 業 績 の 要 約
1				年 月~ 年 月 (年 か月)		
2				年 月~ 年 月 (年 か月)		
3				年 月~ 年 月 (年 か月)		

4				年 月～ 年 月 (年 か月)		
5				年 月～ 年 月 (年 か月)		
6				年 月～ 年 月 (年 か月)		

上記について相違ないことを証明します。

平成 16 年 月 日

所属長職名
氏 名

印

別記様式第6号(第6条関係)つづき

(備考)

- (1) 勤務機関名、職名、職務内容又は当該職務内容の責任担当者と本人との関係のいずれかが異なる都度欄を改めること。
- (2) 職務業績の要約は、職務内容を具体的に記載すること。
- (3) 上記様式の業績報告書のほかに業績報告書に記載した職務内容の中で受験しようとする専門項目に関してもっとも業績を挙げたと思われる普及活動、試験研究等のうちいずれか1つを取り上げ、その主題、取り上げた理由、活動対象又は試験対象、活動方法又は試験方法及びその結果を1,600字以内に要約し、出願する専門項目及び氏名を記載したものを提出すること。